

指導行政のポイント

指導要録の“最高裁判決”

菱村 幸彦

さる11月11日、最高裁から指導要録の開示請求訴訟に関する最初の判決が出された。ここ10年、地裁や高裁における判断が開示派と非開示派に分かれて混乱していただけに、今回の最高裁判決の意義は大きい。

真っ向から対立した高裁判決

これまでに提訴された指導要録開示請求訴訟はかなりの数にのぼるが、裁判所の判断は、全面開示を命ずるもの、部分開示を命ずるもの、全面非開示を是とするものに分かれている。

なかでも全面非開示を是とする東京高裁判決（平成6年10月13日）と全面開示を命じる大阪高裁判決（平成11年11月25日）が、次のように、真っ向から対立していた。

〔東京高裁〕指導要録を開示すると、保護者や生徒の反発や誤解を招き、教師や学校との信頼関係を損なうおそれがある。また、公開を前提とすると、教師が保護者や生徒の感情等を慮ってマイナス面の記載を躊躇するなどして、指導要録本来の姿に反する結果を招くおそれがある。

〔大阪高裁〕評価は、保護者や生徒の批判に耐え得るものでなければならぬし、誤った記載や不当な評価により教育上の不利益を受けることがあってはならない。開示により感情的なトラブルが生ずるとしても、教師の適切な表現や生徒との信頼関係の構築によって避け得る。すでに多くの指導要録が開示されているが、それにより問題が生じているとは認められない。

東京高裁と大阪高裁の判断がこのように分かれたため、最高裁の判断が待たれていた。今回、最高裁判決が出て、ひとまず決着がついたわけだ。

で、最高裁はどのような判断を示したか。結論から言えば、最高裁判決は、東京高裁と大阪高裁の判

決の中間に位置している。最高裁判決は、指導要録の中身を吟味し、次のように非開示該当情報と開示該当情報の二つにわけて判断している。

東京高裁と大阪高裁の中間的判断

(1)非開示該当情報

- ・「各教科の学習の記録」中の「所見」
- ・「特別活動の記録」
- ・「行動及び性格の記録」

〔非開示を是とする理由〕これらの欄の記述は、担任教師が、開示を予定せずに、自らの言葉で、児童の良い面・悪い面を問わず、ありのままを記載していたもので、これらを開示した場合、児童の誤解や不信感、無用の反発等を招くおそれがあり、教師がそれを懸念してありのままの記載を差し控えると、指導要録が形骸化・空洞化し、適切な指導を行うための基礎資料とならなくなり、継続的かつ適切な指導を困難にするおそれがある。

(2)開示該当情報

- ・「各教科の学習の記録」中の「観点別学習状況」および「評定」
- ・「標準検査の記録」

〔開示を是とする理由〕これらの欄の記述は、児童の日常的学習の結果に基づいて学習の到達段階を示したもので、これには評価者の主観的要素が入る余地が比較的少ないものであり、これを開示しても、児童の誤解や不信感、無用の反発等を招いたり、指導要録が形骸化・空洞化するおそれが生ずるとはいえない。

（注）最高裁判決全文をご覧になりたい方は、最高裁判所ホームページの「トピックス」欄の「判例集コーナー」で入手できます。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

…本紙は<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●新刊案内●

読本シリーズ最新刊・好評発売中！

教育開発研究所刊

教職研修総合特集 No.159 【編集】高階玲治 / A5判 220頁・定価 2310円

『2学期制の学校経営《導入と展開》』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）